

広島県公安委員会告示第 85 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 23 年 11 月 7 日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
1P0967	告示の日 (平成23年11 月7日) から 3年間	ぱちんこ 遊技機	CRぱちんこ必殺 仕事人IVM7	京楽産業、株式会社 代表取締役 榎本 善紀 (愛知県名古屋市中区錦三 丁目24番4号)	左同